

奥州市立岩谷堂小学校いじめ防止基本方針

2025年3月改訂

1 いじめの定義及びいじめ防止のための本校の基本姿勢

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）より

(2) いじめ防止のための本校の基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、その心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な影響を与えるものである。それにより不登校を引き起こす原因となったり、生命又は身体に重大な危険を生じさせたりする恐れがある深刻な問題である。以上を踏まえて本校では、「いじめは絶対に許されない」という強い認識のもと、「いじめは、いつでもどこでも起こり得る」という危機意識をもち、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早急な対処措置」についての共通理解を図り、組織的に対応していく。特に「いじめの予防」と「いじめの早期発見」に重点的に取り組んでいくとともに、いじめが発生した場合には、関係機関との連携のもと、早急に組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。さらに、常にいじめがなく安心して生活することが出来るよう、いじめ防止に係る取り組みを、定期的に振り返り改善を加えていく。

2 いじめの未然防止のための具体的な取り組み

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、子どもたち一人一人に達成感や成就感を味わわせ、自尊感情や自己有用感を醸成していくように努める。

(1) 教職員による指導

- ア 「いじめは絶対に許されない」という認識を全教職員が持っていることを児童に伝え、気になることや心配事があつたら安心して話すよう指導する。
- イ 何かあつたらすぐに児童同士・児童と教職員が話し合えるような安心感の持てる学級経営に努める。（児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり）
- ウ いじめのサインの共通理解や児童理解及び指導の仕方についての確認等を行う校内研修を実施する。
- エ 日常的な「わかる授業」の実践と教員による自身の指導の振り返りを行う。
- オ 相互の授業参観や授業交換等、多くの目で色々な学級を見る場の設定に努める。
- カ 「いじめる子」は勿論、「周りにいた子」たちも見て見ぬふりをしてはいけないことを教え、いじめに気付いたら、「いじめを止めるよう話したり教職員に知らせたりする」等、「みんなの目でいじめをなくすのだ」ということを強く児童に認識させる。
- キ 情報管理には細心の注意を払い、児童や保護者からの相談には、相手の身になって聞こうとする姿勢をもつ。
- ク 担任一人で抱え込まず、すぐに学年長・生徒指導主事・管理職への報告を行い、組織的な

対応を行う。

(2) 児童に培う力とその取り組み

- ア 一人一人の児童を大切にし、活躍の場を保証することで、自尊感情と自己有用感を高めさせる。
- イ 一人一人に付けたい力を明らかにした「わかる授業」の実践により、確かな学力の向上を図るとともに達成感・成就感を味わわせる。
- ウ 学習における交流の場「学び合い」を取り入れた授業により、お互いのよさを認め合える態度を育てる。
- エ 体験活動・道徳・読書活動の推進により、豊かな心の醸成を図る。
- オ 異学年・支援を要する児童・未就学児童・地域の高齢者等との交流活動により、相手に対する思いやりの心や命の大切さを育てる。
- カ 学習や生活のめあての設定及び定期的に振り返る場を設けることで、自己理解・自己管理の力を育てる。
- キ 様々な活動や機会を通して「いじめは絶対に許されない」という強い認識を育てる。

(3) いじめの防止対策のための組織の設置

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

ア 構成員

校長 副校長 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 当該学年主任・学級担任
特別支援コーディネーター・・・必要に応じて スクールカウンセラー 適応支援相談員
*外部関係者(必要に応じ)

学校評議員 民生児童委員 主任児童委員 P T A会長 臨床心理士(子ども発達支援センター) 指導主事 相談員(児童相談所) 家庭相談員(健康福祉課) フロンティア奥州 フリースクール 奥州警察署 江刺幹部交番 等

イ 取り組み内容

- (ア) いじめの未然防止の体制整備及び取り組み
- (イ) いじめの状況把握及び分析
- (ウ) いじめを受けた児童といじめを行った児童に対する相談及び支援
- (エ) いじめを行った児童に対する指導
- (オ) いじめを行った児童の保護者に対する助言・指導・支援
- (カ) 専門的な知識を有する者等との連携
- (キ) その他、いじめの防止に係ること(各種アンケート・いじめに基づく定例会議等)

ウ 開催時期必要に応じて委員会を開催する。

(4) 児童の主体的な取り組み

ア 児童会による取り組み(例)

- (ア) いじめ防止標語
- (イ) ポスター作成 等

イ 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取り組み

- (ア) 一年生を迎える会 (イ) 縦割り班遊び (ウ) 縦割り清掃活動 (エ) 六年生を送る会
- (オ) あいさつ運動等

(5) 家庭・地域との連携

ア 「岩小いじめ防止基本方針」を、マチコミメールで一斉配信する等して広報活動に努める。

イ P T Aの各種会議に於いて「岩小いじめ防止基本方針」や、いじめ防止の取り組み状況について説明する。

ウ いじめ防止の取り組みについて、学級通信や学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。学校行事や学年行事、集会活動等、保護者や地域の方が来校する機会を増やす。また、道徳や特別活動等の授業を公開し、学校の教育活動を見ていただいたり懇談の機会にしたりする。

(6) 教職員研修

ア いじめの問題及び児童理解に関わる校内研修の機会・・・年に複数回(4月・12月等)

イ いじめ問題への取り組みについてのチェックポイント(サイン)による担任の自己診断

3 いじめの早期発見に向けての取り組み

(1) 日常の観察(子どもの言動・表情・服装・日記・ノート等)を丁寧に行うことにより、いじめの早期発見に努める。・・・児童の変容、いじめのサインを見逃さない。

(2) 生活アンケートによる児童理解(6月・11月)に取り組み、いじめの早期発見に努める。

(3) 教職員による情報交換(授業中・休み時間・少人数指導教職員間の話・クラブ・委員会・清掃指導・給食準備時間・放課後等の様子)を行うことで児童理解を深めいじめの早期発見に努める。

(4) 保護者・児童クラブ・マナーピア・ひだまり・地域住民等からの情報収集を行い、いじめの早期発見に努める。(常に学校への情報提供を依頼する)

(5) 相談窓口の紹介(日常の担任への相談・教育相談担当・スクールカウンセラーの活用・適応支援相談員への相談等)を行うことで、いじめの早期発見及び適切な対応を進める。

(6) 地域や関係機関との定期的及び不定期の情報交換を行うことで、早期発見・早期解決に努めるとともに相互の連携を深める。

4 いじめの早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの措置に対する基本的な考え方

ア いじめを発見したり通報を受けたりした場合には、校長を中心に迅速に対策チームを招集し、組織的な対応をする。(「いじめ対策委員会」の可能な限りの招集)

イ 職員会議、職員集会、職員終会、臨時職員集会等でし、教職員全員の共通理解を図る。

ウ 情報収集を積極的にすすめ、迅速・正確に事実確認を行ったうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えた対応をする。いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。

エ 傍観者の立場の児童がいた場合、その児童に対しては「いじめていることと同じ」ということを理解させる。

オ 双方の保護者に事実及び学校の取り組みを具体的に知らせるとともに、理解が得られるようにする。

(2) いじめの発見・通報を受けた場合の対応

ア いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、いじめられている児童・保護者の立場に立った情報収集を綿密にすすめる。

イ いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、校長を中心とした「いじめ対策委員会」を招集し事実確認・今後の対応等について共通理解を図り、早期解決に努める。また、全教職員が集合する場での共通理解を図る。

ウ いじめの事案については、外部機関(警察署・市役所・児童相談所)への通報が必要かどうかも迅速且つ適切に判断する。

エ 確認した「いじめ」は、その再発防止のため、関係児童・保護者への指導・支援を継続的に行う。(特に、いじめを受けた側の児童については、丁寧な支援と見守りを行う。) いじめを受けた側の児童の安全・安心を確保するために、一定期間、別室登校や学校を欠席させるなどの措置を講じる場合もある。いじめた側に対しても同様の措置を講じる場合もある。

オ いじめを受けた児童の心の安定と、いじめをした側の児童への適切な指導のため、必要に応じて養護教諭・スクールカウンセラー・関係機関との連携を図る。

カ 教育上必要と認めた場合には、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、児童に対して懲戒を加えることがある。

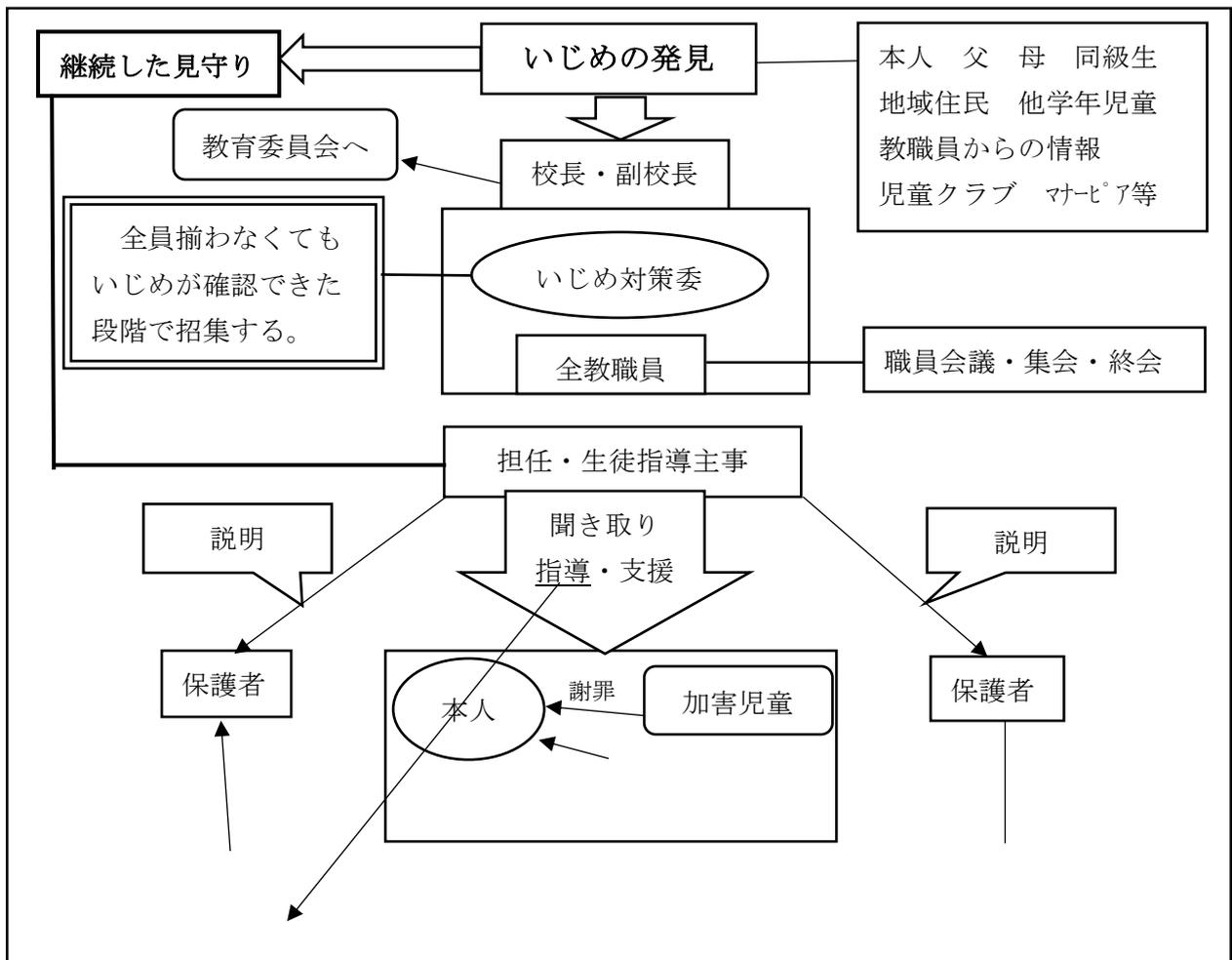
(3) いじめが起きた集団への対応

ア いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。

イ 当該集団(学級・数人等)で話し合うことを通し、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させ、いじめを発見したり聞いたりした場合には、すぐに教職員に知らせることを理解させる。「見過ごさない・生み出さない」という考え・態度をしっかりと身に付けさせる。

ウ すべての児童は上下関係や差別がなく、同じ集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめていけるよう教職員全体で支援する。

【いじめ対応の具体的な流れ】

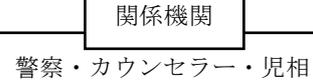


見ていた児童

謝罪

●加害児童・見ていた児童（傍観者）への丁寧な指導

*迅速・適切に判断・・・



具体的な指導・支援の内容(例)

<p><問題把握と指導方針を決める></p> <p>1 問題行動の初期的確認 ①伝達ルートの確認 ②担当・連携の確認 ③指揮経路の確認</p> <p>2 いじめ対策委員会を招集 ①参加者 ②事実を正確に把握することの確認 ③聞き取り分担確認</p> <p>3 事実の把握 ①聞き取る基本項目 ②聞き取るアプローチ ③聞き取る担当</p> <p>4 問題解決に向けた会議(いじめ対策委) ① 会議で指導の大筋を決定(校長の判断) ② 解決に向け担当で会議 ③ 3つの到達目標を達成することを確認する。</p> <p><実際に問題の解決に取り組む></p>	
1 教師の構え	二度と同じ問題を起こさせてはならない心構えで指導する。
2 導入的指導	①学校は自分の力になってくれると児童に理解させる。 ②児童にとって教員は必要な存在であることを感じ取らせる。 ③問題を解決する意味を児童に感じ取らせる。 ④児童と事実の確認をする。 ⑤児童に到達目標を咀嚼して伝え、当面の目標をもたせる。
3 本格的指導	①通常・正常の基準を確認する。 ②事実、原因や背景、状況を確認する。 ③事実を基軸にして多角的に指導を進める。 ④自己反省を第一にさせていく。 ⑤「してはいけないこと」「すべきこと」を確認する。 ⑥段取りを緻密にして関係を改善する。
4 まとめの指導	<p>【保護者と会議をする場合】</p> ①保護者が希望をもてるようにする。 ②学校と保護者の方向性を同じくする。 ③保護者に事実を伝える。 ④保護者の意識へ配慮する。 ⑤保護者に、事実(背景・誘因・他者からの影響)を理解してもらう。 ⑥保護者の主観的満足度を無視せず対応する。 ⑦児童の様子や状態が保護者の評価基準になる。 ⑧本人と周囲の環境に視点をあてていく。 ⑨学校案を提示する。 ⑩指導の評価基準。 ⑪具体的に三者がすることを決める。 <p>【謝罪が必要な場合】</p> ①丁寧・慎重すぎるが丁度よいとする。学校は、確実に段取りをする。 ②保護者だけに謝罪を任せない。

<経過・結果を報告する>

- 1 指導経過の報告 2 速やかな報告 3 報告の内容

．．．解決した形はあっても、子どもたちの様子を継続して見守っていく．．．．．

(4) 警察との連携

「犯罪行為」として取り扱われるべき「いじめ」については、教育委員会及び警察署と連携して対処する。（「いじめ対策委」で判断する）

(5) SNSを利用したスマートフォンやインターネット等によるいじめへの対応

ア スマートフォン等SNSを通じて行われるいじめを発見したり通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を防ぐため、警察署及び教育委員会と連携し、発信元やプロバイダー等に対して速やかに削除を求める等必要な措置を講ずる。

イ 児童の生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

ウ SNSの利用環境について、パソコン・ゲーム機・携帯電話・スマートフォン等はほぼ家庭での使用となるものなので、家庭の協力を得て解決への取り組みを進める。

エ 情報モラルに関するリーフレットの配付や、ネットいじめに関わる啓発の充実に努める。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【法第28条①】

(2) 重大事態の報告

ア 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について学校の設置者（市教委）に報告する。

イ 児童から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

(3) 重大事態の調査

ア 学校が調査の主体となる場合、設置者（市教委）の指導・支援のもと以下の通り対応する。

(ア) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

(イ) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

- (ウ) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - (エ) 調査結果を学校の設置者（市教育委員会）に報告する。
 - (オ) いじめを受けた児童及び保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
 - (カ) いじめを受けた児童及び保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - (キ) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- イ 学校の設置者（市教育委員会）が調査の主体となる場合
- 設置者（市教育委員会）の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。

6 学校評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめの未然防止や早期発見等に関わる取り組みを盛り込んだ項目を学校評価アンケートに加え、いじめ対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

7 その他

- (1) 学校・保護者・地域の連携について
 - ア P T Aの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめ防止の取り組みの状況や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級通信等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を図る。
 - イ 日頃から保護者との連携を密にして、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解や協力を得るようにする。
 - ウ いじめ防止基本方針をホームページ等で公開する事で地域住民も巻き込み、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。
- ※ 地域の関係諸団体とも連携し、いじめ防止対策に努める。

<別紙1>

－取り組みの年間計画－

月	「いじめ対策委員会」	未然防止	早期発見	保護者・地域と連携
4	P ○研修「児童理解と学級づくり」 ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cの児童・保護者への周知		○P T A総会・参観日
5		○学級開き、学年開き ○1年生を迎える会 *仲良し弁当（異学年交流）		○運動会 ○引き渡し訓練
6	D	○縦割り清掃・活動	○「いじめアンケート」実施	○地区懇談会
7	C A ○「校内取組評価アンケート」の実施→検証 (生徒指導研修会)	○1学期学校経営反省会	○「いじめアンケート」対応 ○個別面談 教育相談	○Pアンケート(随時) ○個別面談
8		○夏休み明け実態把握		
9	P D	*仲良し弁当（異学年交流）		○陸上記録会
10			○「いじめアンケート」準備	○学習発表会
11		○縦割り清掃・活動	○「いじめアンケート」実施	○一斉参観日
12	C A ○「校内取組評価アンケート」の実施→検証 (生徒指導研修会)	(○人権週間(講話)) ○歳末助け合い募金活動 ○2学期学校経営反省会	○「いじめアンケート」対応 ○個別面談 教育相談	○Pアンケート(随時) ○個別面談
1		○冬休み明け実態把握		

2	P		○6年生を送る会		○参観日 ○6年生を送る会
3		○評価の結果を検証し、 「いじめ基本方針」の 見直し	○学級編成・引き継ぎによる 情報交換		○卒業式 ○離任式 ○PTA送別会
通年		○いじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○音楽朝会・音楽集会 ○集会における校長講話 ○道徳教育・性教育・キャリア教育・特別活動 体験活動の充実 ○「わかる」授業・「学び合い」の充実	○健康観察 ○SCの相談 ○通信等での呼びかけ ○学級学年での教職員同士の情報交流	○あいさつ運動 ○街頭指導

<別紙2>

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室やトイレに頻繁に行くようになる。 学習用具や教材等の忘れ物が目立つ。 机の周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童の発言等に対して、突然個人名が出される。
給食 休み時間等	持ち物にいたずらをされる。 給食を教室の自分の席で食べない。 用の無い場所にいることが多い。 ふざけ合っているが、表情が冴えない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用も無いのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションをとり、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近付くと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。等

<別紙3>

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりする等、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替え等で近くの席になることを嫌がる。 何か起こると、特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、「学校に行きたくない」と言ったりする。

電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
不審な電話やメールがある。
遊ぶ友達が急に変わる。
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
登校時刻になると体調不良を訴える。
食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。
成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
家庭の品物、金銭がなくなる。
大きな額の金銭を欲しがる。